

## 固定資産税

# 償却資産の申告と 固定資産の異動届を忘れずに

固定資産税・都市計画税は、1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

### 償却資産の申告

償却資産とは、個人や法人で工場・商店・農業などの事業を営む方が、そのために使用する機械・器具・備品などで、固定資産税が課税されます。

昨年12月中に、該当となる事業者が、「申告書」を送付しましたが、新たに対象となる償却資産をお持ちの方は、必ず申告手続きをお願いします。

※電子申告システムによる申告も可能です。

### 固定資産の異動届など

#### ■家屋滅失届

平成28年中に家屋を取り壊した方は、家屋滅失届の提出をお願いします。

家屋滅失届を提出いただくのと、取り壊した家屋には平成29年度から固定資産税は課税されません。



#### ■土地の地目変更届

平成28年中に、田から畑、山林から雑種地など、現況の地目を変更された場合は、土地の地目変更届の提出をお願いします。

#### ■住宅用地異動申告書

事務所を住宅へ改築するなど用途変更された方や、家屋を新・増築し、宅地の利用状況などに異動があった方は、住宅用地異動申告書の提出をお願いします。

なお、1月2日以降の土地および家屋の異動については、平成30年度からの課税対象となります。

※申告書・届出は、1月31日(火)までに税務課へ提出をお願いします。

※償却資産の申告書以外の用紙は、市公式ホームページ(右記QRコード)からもダウンロードできますのでご使用ください。

市税の納付などについて、ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

税務課資産係

☎(22)2111 (内線226)



▲QRコード

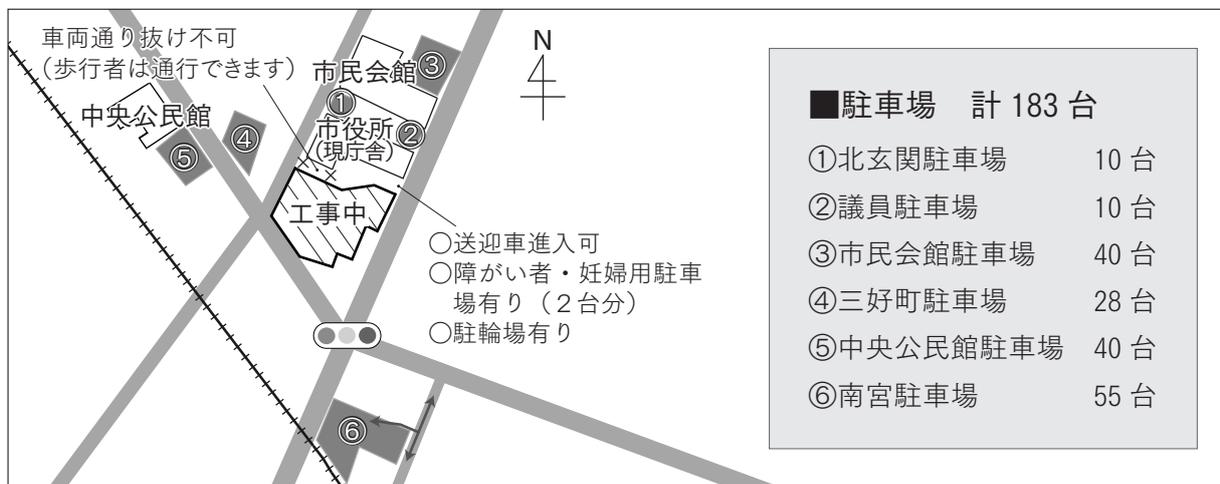
## 庁舎

～1月16日(月)から～

# 市役所駐車場が全面使用できなくなります

2月から新庁舎の建設工事に着手することに伴い、1月16日(月)から準備作業に入るため、仮囲いの位置を拡大しますので、現庁舎前駐車場が全面使用できなくなります。

工事期間中に本庁舎や市民会館を利用される方の駐車場につきましては、下図のとおりとなります。駐車場が共用となることや分散すること、遠くなることからご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



▲工事期間中の来庁者駐車場位置図と駐車可能台数

問い合わせ先 財政課管財係 ☎(22)2111 (内線328)

# 110番

## 「110番の正しい利用で まもる街」

1月10日は、110番の日です。  
 110番通報は、緊急の事件・事故が発生した場合に、関係者や目撃した皆さんから早く、正しい通報を受け、犯人の逮捕、被害者の救護などの警察活動を適切に行うためのものです。110番の目的を理解し、正しい利用に努めましょう。

### 【110番電話の仕組み】

固定電話や携帯電話の場合でも、県内で110番通報をすると、全て長野市内にある「警察本部通信指令課」につながり、直ちに最寄りの警

察署やパトカーなどに伝達します。

### 【110番通報のポイント】

110番通報をする場合には、慌てず落ち着いて、要領よく警察官の質問に答えてください。

問い合わせ先

中野警察署

☎ 20110

警察相談専用ダイヤル

☎ #9110

市民課生活交通安全係

☎ 22111 (内線238)

# 保育園

## 新園の名称が「中野市みなみ保育園」に決定しました

旧みなみ保育園跡地に建設中の(仮称)中野市新みなみ保育園の名称が、「中野市みなみ保育園」に決定しました。

市民の皆さんから保育園の名称を募集した結果、123人の方から59作品の応募がありました。

全作品の中から、中野市保育所等運営

審議会で「みなみ保育園」が選定され、議会で条例改正案が可決されました。

皆さんのたくさんのご応募ありがとうございました。

なお、新たな保育施設として生まれ変わる「みなみ保育園」は3月完成、4月開所の予定です。

問い合わせ先

保育課施設係

☎ 22111 (内線292)



中野市みなみ保育園イメージ図

# 子育て

## 「子育ては支え合い」 中野市ファミリー・サポート・センター

市では、子育ての「援助を受けた方」と「援助を行いたい方」が会員となり、仕事や冠婚葬祭などで子どもの世話ができない際に、会員間で子育ての手助けをする中野市ファミリー・サポート・センター事業を行っています。お子さんのため、パパママのため、ぜひご利用ください。

### 援助活動の内容

- ・ 保育施設への送り迎え
- ・ 保育施設の時間外に子どもを預かる
- ・ 冠婚葬祭などの際に子どもを預かる



### 会員登録について

- ・ 利用するためには、事前に会員登録が必要です。
- ・ 依頼会員 市内在住で、子育ての援助を受けたい方(対象児童は生後3カ月から小学校3年生まで)
- ・ 提供会員 市内在住で、自宅で子どもを預かることのできる方

### 会員登録の方法

子育て課および各子育て支援センター(北部・中央・豊田)においてお申し込みください。

※お子さんの保険証をお持ちください。

### 利用手順

- ① 依頼会員は、子どもを預けたい日時・内容を一週間前までに子育て課に連絡する。
- ② 子育て課は、提供会員に援助を依頼する。
- ③ 依頼会員と提供会員の打ち合わせ後、援助活動を行う。
- ④ 料金は依頼会員が提供会員に直接支払う。

### 1時間当たりの利用料金

- ・ 3歳未満700円
- ・ 3歳以上600円
- ※年齢は平成28年4月1日現在

### その他

万が一の事故に備え、市で保険に加入しています。  
 ※ご依頼の日時などにより、ご希望に沿えない場合がありますので、ご承知ください。

問い合わせ・申し込み先

子育て課子ども支援係

☎ 22111 (内線356)